

であるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で厚生常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○小関勝助議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第20、議案第37号 長井市霊園条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第21、議案第38号 長井市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件について、討論の通告がありますので、一括して討論の発言を許可いたします。

議席番号4番、今泉春江議員。

(4番今泉春江議員登壇)

○4番 今泉春江議員 議案第37号、議案第38号の2件について、反対の意見を申し上げます。

消費税増税には反対です。市民に増税の負担をかける今回の条例改正には、反対といたします。

○小関勝助議長 通告による討論が終わりました。

これから順次採決いたします。

まず、日程第20、議案第37号 長井市霊園条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○小関勝助議長 起立多数であります。

よって、議案第37号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第21、議案第38号 長井市斎場の

設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○小関勝助議長 起立多数であります。

よって、議案第38号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第22、議案第35号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第35号の1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告

○小関勝助議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

町田義昭委員長。

(町田義昭産業・建設常任委員長登壇)

○町田義昭産業・建設常任委員長 平成26年第2回市議会定例会において産業・建設常任委員会に付託になりました議案18件、請願2件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月13日に開催し、委員全員出席のもと、紹介議員、当局関係者の出席を求め審査いたしております。

なお、議案、請願の当該箇所につきましては、現地踏査をいたしましたことを申し添えます。

それでは、議案第36号 長井市浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第39号 長井市古代の丘条例の一部を改正する条例の制定について、議案第40号 長井市農道及び林道管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第41号 長井市多目的研修センター設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第42号 長井市伊佐沢コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第43号 長井市農業集落排水処理施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第44号 長井市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第45号 長井市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第46号 長井市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第47号 長井市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第48号 長井市緑町ふれあい会館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第50号 長井市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてまでの12件について、関連がありますので一括して申し上げます。

これら12議案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律による消費税率及び地方消費税率の改正に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、議案第39号、議案第41号及び議案第42号は、いずれも文化施設、教育施設と位置づけられる施設の使用料に消費税を転嫁しているが、どう整理されたのか、また、公共施設の使用料の望ましいあり方について議論をされたのかとの質疑がなされ、農林課長からは、維持管理経費も消費税が伴うので使用料についてもその分を転嫁させていただくと

いう考え方であり、使用料の見直し等の議論はなかったとの答弁を受けたところであります。

さらに委員からは、議案第40号の農道及び林道の占用料の実態はどのようになっているのかとの質疑がなされ、農林課長からは、林道関係の電柱の使用料として7,350円を計上しているとの答弁を受けたところであります。

さらに委員からは、議案第44号の占用料の実態はどうなっているかとの質疑がなされ、建設課長からは、1カ月以上の占用は消費税が非課税であり、消費税が課税対象になる1カ月未満の占用は実績がないようであるとの答弁を受けたところであります。

さらに委員からは、議案第45号の駐車料金に消費税を課税する根拠は何か、また、住宅使用料のほかに駐車場料金を徴収する考え方そのものを改める検討はされたのかとの質疑がなされ、まち・住まい整備課長からは、家賃は消費税非課税であり、駐車場料金を含んだ家賃であれば非課税になると思う。26年度に検討を行っていたとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、議案第50号の水道料金は標準世帯で1カ月当たりどれくらいの負担増になるのか、また、消費税率が上がれば当然上乘せするというだけでなく、適正な水道料金を検討する必要があると思うがどうかとの質疑がなされ、上下水道課長からは、夫婦、子供2人の4人世帯で水道水だけを利用している事例では、20立方メートル使用でメーター口径が13ミリの場合は月額227円の増の8,154円、メーター口径が20ミリの場合は月額247円の増で8,856円になる。水道事業を持続する費用は全て水道料金で賄うのが基本であり、今料金を下げるとは難しいと思う。消費税の法律に従い、水道事業を継続していきたいとの答弁を受けたところであります。

議案第36号 長井市浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

ての討論に入り、委員からは、消費税率が8%に引き上げられると2014年度からの家計は年間6.3兆円の負担増になると言われております。天下の悪税と言われ、担税力に関係なく税負担を課す消費税の税率アップは、低所得者や年金生活者などの生活に大きな影響を与えることになる。しかも消費税率の改定は今後1年半の中で3%と2%のアップが予定されており、1年後にはまた同様の改定に伴う改正があるということになる。市民生活を考慮するのであれば、1年半に5%の改定をそのまま受け入れるのではなく、課税前の使用料額そのものを見直しするなどの対応を積極的に考えることも大事なことと考える。市民の負担軽減を含めた対応こそ求められていくものと考えてるので反対するとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第39号 長井市古代の丘条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入り、委員からは、市民が活用を図る施設などの使用料に消費税を課税するやり方については、基本から見直しを図る必要があると考える。同時に、幼児や児童生徒などの活用や親子での利活用を図るような諸施設の使用料については、消費税課税の考え方を整理するとともに、1年半の間に税率改定に係る改正が行われることは異常事態と言わざるを得ない。市は、使用料そのものを利活用しやすい額に設定し直すなどの対応を図るべき時期に来ていると思う。単なる税率改定による改正を繰り返すことは反対であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第40号 長井市農道及び林道管理条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入り、委員からは、本来、消費税を課税する対象でないと考える。消費税そのものに疑義

を感じており、単なる消費税率改定による改正であって、認めることはできないので反対するとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第41号 長井市多目的研修センター設置条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入り、委員からは、市民の利活用を図るためには使用料そのものを利活用しやすい額に設定し直すなどの対応を図るべきであり、消費税率が上がるから必然的に額を改正するやり方は賛同できないので反対するとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第42号 長井市伊佐沢コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入り、委員からは、議案第41号と同様の理由により反対するとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第43号 長井市農業集落排水処理施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入り、委員からは、議案第36号と同様の理由により反対するとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第44号 長井市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入り、委員からは、議案第40号と同様の理由により反対するとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第45号 長井市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入

り、委員からは、都会などと違い、長井市では車がなければ生活できない状況にあることは誰もが感じていることであり、車をとめるスペースが住宅の必須条件であるにもかかわらず、別で使用料を徴収するという考え方を变える必要があるのではないかと考える。あり方を根本的に改めるべきであり、反対するとの意見が出されたところでもあります。

採決の結果、本案は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第46号 長井市下水道条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入り、委員からは、議案第36号、議案第43号と同様の理由により反対するとの意見が出されたところでもあります。

採決の結果、本案は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第47号 長井市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入り、委員からは、議案第39号、議案第41号、議案第42号と同様の理由により反対するとの意見が出されたところでもあります。

採決の結果、本案は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号 長井市緑町ふれあい会館条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入り、委員からは、議案第47号と同様の理由により反対するとの意見が出されたところでもあります。

採決の結果、本案は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第50号 長井市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入り、委員からは、命を守り維持するためにはならない水の供給にも消費税が課税されることは理解できない。そして、上水道に加入する際にも加入基本金にまで消費税相当額が上乗せされることも理解できない。来年10月に

消費税率が10%となる時期を目途に軽減税率導入の検討をなされるようだが、そもそも水道料金や加入基本金は消費税課税を除外されなければならないものと考えているので反対するとの意見が出されたところでもあります。

採決の結果、本案は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号 平成25年度長井市水道事業会計資本金の減少について申し上げます。

本案は、平成25年度長井市水道事業会計資本金自己資金のうち2億4,294万7,000円を資本剰余金一般会計補助金に振りかえするため、地方公営企業法第32条第4項の規定に基づき提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、みなし償却制度の廃止の目的は発生主義の徹底ということで、収益や費用を全て計算することにより損益構造を明確化することで資産の更新に必要な費用等を明確にするとしているが、水道料金の軽減を図るため、みなし償却制度を廃止することで水道料金に影響が出るのかとの質疑がなされ、上下水道課補佐からは、振りかえされた資本剰余金のうち国庫補助金は繰り延べ収益の長期前受け金とし、減価償却分については毎年度、営業外収益として戻し入れをする。影響額を相殺する形になっているので、料金の計算には影響はないと考えているとの答弁を受けたところでもあります。

さらに委員からは、背景として、地方公営企業会計制度の見直しに当たっての基本的考え方の一つとして、地域主権改革に沿ったものにするという内容があるが、このたびの水道事業会計資本金から資本剰余金に振りかえすることで何がどう変わるのか、長井市の水道事業会計にとっては具体的にどういったプラス面が出てくるのかとの質疑がなされ、上下水道課補佐からは、今回の改正は公営企業法の改正に基づくもので、非常にわかりにくい公営企業会計を一般

企業の会計基準に合わせるものである。利用者のほうにシステムの変更等をわかりやすく説明していきたいと考えているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号 市道路線の認定について及び議案第18号 市道路線の廃止についての2件について、関連がありますので一括申し上げます。

この2議案は、国道287号長井南バイパスの建設に伴い、議案第17号では、道路法第8条第2項の規定により整備された道路7路線について市道路線の認定を行うため、議案第18号では、道路法第10条第3項の規定により市道3路線を廃止するため、それぞれ提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、認定路線と廃止路線の差し引き延長は幾らになるのか、その結果、除雪経費や維持経費はどうなるのかとの質疑がなされ、建設課長からは、新たに認定する路線は3,424メートル、廃止路線は約3,111メートルになり、約313メートルほど長くなる。路線ごとに使用する重機が違うので一概に言えないが、除雪経費はふえるものと捉えているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号 長井市宅地開発基金条例の設定について申し上げます。

審査に当たり、まち・住まい整備課長からは、長井市宅地開発事業による宅地造成工事が平成25年度で完了し、分譲予定地30区画を平成26年度から販売することに伴い資金を積み立て運用するため、地方自治法第241条の規定に基づき長井市宅地開発基金条例を設置するものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、今回の基金は特定

の目的のために財産を維持し資金を積み立てるために設置されるものと理解するが、特定の目的とは具体的にどういうことかとの質疑がなされ、まち・住まい整備課長からは、会計の予算編成は歳入歳出予算が同額の収支均衡でなければならないため、歳入の土地売払収入のみ繰り越した場合、歳出に対し不均衡な予算となる。そのため基金条例を設置し、土地売払収入の見積額を全額予算に計上し、必要な支出を差し引いた残額を基金積み立てに計上して均衡を図り、事業に用いた市債の元金と利子の償還に備えるため宅地開発基金が必要になるものであるとの答弁を受けたところでは。

さらに委員からは、台町の宅地造成事業に係る市債はどれくらいかとの質疑がなされ、まち・住まい整備課長からは、2年間で1億2,790万円であるとの答弁を受けたところあります。

さらに委員からは、今回の基金設置は台町の宅地開発事業の市債の償還に関するものに限定すると明言できるか、また、新たな宅地開発を行うことはないのかとの質疑がなされ、まち・住まい整備課長からは、このたびの台町の宅地開発事業に資するためのものと考えている。その後どうするかは検討すべき事項と思うが、今は考えていないとの答弁を受けたところあります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号 長井市空き家等の適正管理に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、空き家等の適正な管理について定め、安心、安全な地域社会の形成と生活環境の保全を図るため提案されたものであります。

審査に当たり、まち・住まい整備課長からは、近年急増している空き家等の中には管理不全な状態のものが多く、放置されることにより事故などが発生し他人に損害を与える事態が予想さ

れることから、所有者等の適正管理を促すとともに、市による応急処置を講ずるなどの対応を定めるため条例を制定するものであると説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、条例第3条第2号の市の責務として、管理不全な状態になった空き家等に対する改善または解消を図るために必要な措置という規定に基づいて、市は、第6条の実態調査、第7条の立入調査、第8条の助言、指導及び勧告、第9条の命令というように順を追って条例に基づく措置を行うことになり、当面その対象は、空き家等台帳整備事業報告で触れている空き家、非住宅建物になると思われる。351棟のどの老朽度部分から着手することになるのか、また担当はどこになるのかとの質疑がなされ、まち・住まい整備課長からは、ランクDの56棟を優先するが、地区の皆さんと協議を行い対処していきたいと考えている。担当課は関係課長会議で決定していくものと思うが、総合窓口はまち・住まい整備課になり、危険で緊急度の高いものはまち・住まい整備課で応急処置を講ずるものと考えているとの答弁を受けたところであります。

さらに委員からは、売却、賃貸を希望する所有者等への対応をどう考えてるか、個人の所有財産にかかわる問題なので市が直接に対応することはできないと思われる。不動産業者等へのあっせんなどを行うことになるが、その際はかなり慎重な対応を求められることになると思うがどうしていくのかとの質疑がなされ、住環境整備主幹からは、26年度から企画調整課で空き家バンク制度を開始する予定である。市のホームページに建物の写真、図面を公開することで打ち合わせをしている。実際の契約は不動産業者が進めるものであり、市が全て売却までかわるものではないと理解しているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり

り可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第49号 長井市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、計画給水人口等の見直し及び条文の整備に関し、所要の改正を行うため提案されたものであり、第五次総合計画を鑑み、現況に合わせ、計画給水人口を2万8,000人に、1日最大給水量を1万900立方メートルに変更するもの等であります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

請願第1号 別紙地図に示した官地道路を消雪道路にすることを請願について申し上げます。

本請願は、本町北地区長、竹田正夫氏を代表として、関係者の同意のもとに提出されたものであります。

本請願の趣旨とするところは、当該官地道路は、消防ポンプにつながる唯一の道路で非常時に必要不可欠であるとともに、透析患者の通院路であり公共性が極めて高い道路であるが、除雪した雪を置く適当な場所がないことから除雪路線から外れ、沿線の方が個人的に除雪している状況である。厳冬期に厚い氷で覆われ通行に苦慮しているため、消雪道路工事の施行をお願いしたいというものであります。

質疑に入り、委員からは、官地という極めて曖昧な土地であるが、ポンプ庫があつて、公立置賜総合病院から要請を受けて医療施設が建てられたということであれば、建設課、地権者、医療機関、消防関係者で議論をしていかないと解決できない問題だと理解している。建設課が中心になって調整を図っていく検討はできないかとの質疑がなされ、建設課長からは、公共性が高いと感じているので、さまざまな権利関係を整理し、検討を行っていかねばならないと考えているとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、請願の趣旨を理解し、交通量の多さから圧雪が進み、厳冬期は厚い氷で覆われ、消雪しないと大変危ないと思う。消防ポンプや透析施設があることを鑑みて、この請願は採択すべきものと考えとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、実現するには幾つもの障害があって、それをクリアしなければならないことも事実であり、現実的には市道に認定されなければ消雪道路にならないので、それに向けた努力をしてもらいたい。その間必要なのは、消雪道路に組み入れて排雪も行っていくことが必要だと思う。早急に実現を願いながら、地区住民の願意であるので採択していくべきものと考えとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

次に、請願第2号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書提出方請願について申し上げます。

本請願の趣旨とするところは、現在、政府内に設置された一部の会議体では、成長戦略の名のもとに、解雇の金銭解決制度やホワイトカラー・イグゼンプションの導入、解雇しやすい正社員をふやす懸念のある限定正社員の普及、労働者保護の後退を招くおそれのある労働者派遣法の見直しなどといった労働者を保護するルールの後退が懸念される議論がなされている。労働政策に係る基本方針の策定のあり方にも及んでおり、労使の利害調整の枠を超えた総理主導の仕組みを創設することも提言されている。雇用・労働政策は、ILOの三者構成原則に基づき労働政策審議会において議論すべきであり、こうした提言は国際標準から逸脱したものと言わざるを得ない。よって、労働者保護ルール改悪反対を求める意見書を国会及び関係行政庁に提出していただきたいとするものであります。

質疑に入り、委員からは、ホワイトカラー・

イグゼンプションと限定正社員の趣旨はということかとの質疑がなされ、紹介議員からは、ホワイトカラー・イグゼンプションは、一定年収以上の労働者は1日8時間、1週間40時間という労働時間ルールの対象外とする制度で、残業代が支払われなくなってしまう。同時に、実労働時間も把握できないことから長時間労働に拍車をかけるおそれがあり、導入はすべきでないという趣旨です。限定正社員は、仕事内容、勤務地、労働時間が限定された正社員のことで、会社が勤務地、仕事内容を廃止さえすれば正社員であっても簡単に解雇できる仕組みとなることが懸念されるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、まだ決定されていないが、いつごろ決定されるのか、また、改悪の意味するところは何かとの質疑がなされ、紹介議員からは、閣議決定し法案として出るか不透明だが、今国会中には提出されるものでないかと思う。そういう動きにならないようにぜひ理解をいただきたいという意味で今回の請願が出ている。労働者委員との議論がないままに進んでおり、働く側にとって改悪という捉え方であるとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、賃金をはじめとする労働条件を決めるのは基本的には当該の労使の交渉であり、それによりがたい場合は、使用者側、労働者側、中立といわれるそれぞれの代表者を介しての話し合いが持たれる労働委員会制度、労働政策審議会等がある。今般、政府の機関である産業競争力会議などが打ち出し、日本経済再生策として展開されようとしている一方的な労働者保護ルール改悪と労働政策の基本原則の見直し、労働者派遣法改悪などは、まさに官邸主導の資本の言い分、いわば使用者側の一方的な都合のよい労働力政策に転換しようとする時代錯誤も甚だしいものと言わざるを得ない。このようなことが許されてはならないと思

う。労働力政策の転換についても、本来であれば三者協議を中心に展開されなければならないにもかかわらず、御用学者とお友達だけを集めた機関で決してしまうやり方は、国際的にも問題を広げることにはかならない。よって、請願趣旨を踏まえた意見書を早期に提出すべきと考え、請願に賛成するとの意見が出されたところでもあります。

また、委員からは、今、日本再興戦略において労働生産向上と労働時間のあり方等を総合的に議論しており、1年を目途に結論を得ることとされている。労働者の健康等を十分に踏まえて対応するものとしているが、この請願については一定の理解をできたので賛成するとの意見が出されたところでもあります。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で産業・建設常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○小関勝助議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

ここで昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

○小関勝助議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

なお、NHKから、パソコン、カメラ、録音機の使用について申請がありましたので、許可いたしましたのでご報告いたします。

それでは、日程第23、議案第36号 長井市浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第34、議案第50号 長井市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてまでの12件について、討論の通告がありますので、一括して討論の発言を許可いたします。

議席番号4番、今泉春江議員。

(4番今泉春江議員登壇)

○4番 今泉春江議員 議案第36号、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第50号の12件について、反対の意見を申し上げます。

消費税増税には反対です。消費税増税により市民生活に負担をかける条例の改正には、反対といたします。

○小関勝助議長 通告による討論が終わりました。これから順次採決いたします。

まず、日程第23、議案第36号 長井市浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○小関勝助議長 起立多数であります。

よって、議案第36号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第24、議案第39号 長井市古代の丘条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○小関勝助議長 起立多数であります。

よって、議案第39号は、産業・建設委員長報

告のとおり決定いたしました。

次に、日程第25、議案第40号 長井市農道及び林道管理条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○小関勝助議長 起立多数であります。

よって、議案第40号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第26、議案第41号 長井市多目的研修センター設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○小関勝助議長 起立多数であります。

よって、議案第41号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第27、議案第42号 長井市伊佐沢コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○小関勝助議長 起立多数であります。

よって、議案第42号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第28、議案第43号 長井市農業集落排水処理施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○小関勝助議長 起立多数であります。

よって、議案第43号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第29、議案第44号 長井市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○小関勝助議長 起立多数であります。

よって、議案第44号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第30、議案第45号 長井市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○小関勝助議長 起立多数であります。

よって、議案第45号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第31、議案第46号 長井市下水道条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○小関勝助議長 起立多数であります。

よって、議案第46号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第32、議案第47号 長井市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○小関勝助議長 起立多数であります。

よって、議案第47号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第33、議案第48号 長井市緑町ふれあい会館条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○小関勝助議長 起立多数であります。

よって、議案第48号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第34、議案第50号 長井市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○小関勝助議長 起立多数であります。

よって、議案第50号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第35、議案第13号 平成25年度長井市水道事業会計資本金の減少についてから、日程第42、請願第2号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書提出方請願までの8件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第35、議案第13号 平成25年度長井市水道事業会計資本金の減少についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第13号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第36、議案第17号 市道路線の認定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第17号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第37、議案第18号 市道路線の廃止についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第18号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第38、議案第21号 長井市宅地開発基金条例の設定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第21号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第39、議案第22号 長井市空き家等の適正管理に関する条例の設定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第22号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第40、議案第49号 長井市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 異議なしと認めます。

よって、議案第49号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第41、請願第1号 別紙地図に示した官地道路を消雪道路にすることの請願の1件について、産業・建設委員長の報告は、採択であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第42、請願第2号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書提出方請願の1件について、産業・建設委員長の報告は、採択であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。市長から、議案第2号平成26年度長井市一般会計予算について訂正したい旨の申し出がありましたので、議案第2号平成26年度長井市一般会計予算の訂正についてを日程に追加し、議題といたしたいと思ひます

が、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 平成26年度長井市一般会計予算の訂正についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第43 議案第2号 平成26年度長井市一般会計予算の訂正について

○小関勝助議長 それでは、日程第43、議案第2号 平成26年度長井市一般会計予算の訂正についてを議題といたします。

訂正理由の説明を求めます。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○内谷重治市長 議案訂正の説明をさせていただきます。

去る2月28日に提出いたしました議案第2号平成26年度長井市一般会計予算についての議案を訂正したいので、長井市議会会議規則第19条第1項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

このたびの訂正につきましては、3月17日の予算特別委員会での審査結果を重く受けとめ、歳出予算の社会資本整備総合交付金事業費3億2,508万4,000円を減額いたすなどし、これに伴い、歳入予算の国庫補助金、基金繰入金、市債を減額いたし、予算の総額を歳入歳出それぞれ118億8,891万6,000円といたすものでございます。

また、第3条の地方債の補正につきましても、第3表のとおり訂正いたすものでございます。

何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。